

船舶インシデント調査報告書

令和4年10月26日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	令和4年5月3日 10時30分ごろ
発生場所	兵庫県南あわじ市阿万港西南西方沖 釣島鼻灯台から真方位170° 2.2海里付近 （概位 北緯34° 12.4′ 東経134° 42.5′）
インシデントの概要	プレジャーボート金比羅丸は、航行中、動力を推進器に伝えることができなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和4年5月17日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 金比羅丸、1.9トン 260-47464兵庫、個人所有 ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力106.70kW、回転 数毎分2,600、6気筒、ボア102mm、使用燃料軽油、昭和 53年4月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.5m、潮汐 下げ潮の中央期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、阿万港西南西方沖を航行中、主機は正常に動いていたものの、推力が得られない状態となって船体が停止した。</p> <p>船長は、機関室を見たところ潤滑油が船底に溜まっており、クラッチレバーを操作してもプロペラが回らないことから、どうすることもできず、118番通報を行った。</p> <p>本船は、来援した巡視艇によりえい航され南あわじ市福良港に戻った。</p> <p>本船は、帰港後、船長が主機を点検したところ、逆転減速機の潤滑油配管（以下「本件配管」という。）に破孔を認め、潤滑油が漏れ出し、逆転減速機に内蔵されていたクラッチが作動しない状態であったことが確認された。</p> <p>船長は、船底に漏油の兆候がなかったため、本件配管が船底近くにあり、見えづらかったが、鏡等を用いての下面の点検は行っていなかった。</p> <p>また、令和3年6月11日に前所有者から本船を譲り受けた後、本件配管は交換していなかった。</p>

	<p>本件配管は、発錆の原因となる海水のビルジ等にさらされやすい位置にあった。</p> <p>本船の前所有者は、約10年間所有していたが、本件配管を交換していなかった。</p>
分析	<p>本船は、長年本件配管を交換しておらず、船長が本件配管の点検を行っていなかった中、航行中、本件配管が錆により腐食し、破孔が生じたことにより潤滑油が漏えいし、潤滑油ポンプが潤滑油を吸引できなくなり、クラッチの嵌合に必要な油圧が得られなかったことから、動力を推進器に伝えることができず、運航不能となったものと推定される。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、長年本件配管を交換しておらず、船長が本件配管の点検を行っていなかった中、航行中、本件配管が錆により腐食し、破孔が生じたことにより潤滑油が漏えいし、潤滑油ポンプが潤滑油を吸引できなくなり、クラッチの嵌合に必要な油圧が得られなかったため、動力を推進器に伝えることができなくなったことにより発生したものと推定される。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、船齢の古い船舶を入手した際には、鏡等を用いて機関室内油圧配管等の腐食の状況を確認し、早めに配管の交換をすること。